



時事寸評⑱

人は何歳から「大人」なのか？

小泉 尚樹

夏に参議院議員選挙を控えた今国会で5月、「日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）」が成立した。この法律では投票年齢が18歳以上と定められ、世間の注目を引いている。これに応じて今後は、選挙権年齢を現行の20歳以上から18歳以上に引き下げることとも検討されるという。というのは国民投票法の附則で、この法律に基づいて18歳以上に投票権を与えるためには、法律が施行される2010年までに公職選挙法の選挙権の年齢や民法の成人年齢（20歳以上）などの規定について検討し、18歳以上の者が国政選挙で投票できるように「必要な法制上の措置を講ずる」ことが求められているからだ。「大人」が18歳以上に引き下げられる日が近々やってくるかもしれない。

これまでのところ「大人」といえば一般には20歳以上と相場が決まっている。「年齢二十歳をもって、成年とする」（4条）と民法で定められているとおりだ。しかし法律といえども一枚岩ではない。おなじく民法に「未成年者が婚姻をしたときは、これによって成

年に達したものとみなす」（753条）とあり、婚姻可能な年齢は男が満18歳以上、女が16歳以上と定められているので、未成年でも夫婦者は一足早く「大人」の仲間入りをする。また未成年者が独立して営業をいとなむことができるよう、許可された営業に関しては「未成年者は成年者と同一の能力を有する」（6条）と規定されてもいる。これらの規定は、未成年であれ、親権による干渉を必要とせず、十分な判断力を備えているとみなされうる場合のあることを示している。

とはいえ、昨今の若者の意識が低く、幼さが目立つという声も聞こえる。ここ数年、毎年恒例のように日本各地で荒れた「成人式」の様子がテレビに映し出されるのをみると、そう思えなくもない。多くの新成人が会場に集まるなか、一部の若者たちが主催者の挨拶もそっちのけで自分たちだけ盛り上がり、壇上に向かって罵声を浴びせかけるのみならず、挙句のはてには酒に酔って、式典を妨害する。わざわざ「成人式」に参加して、成人らしからぬ振る舞いで、自らが成年に達したのを周囲に誇示しようとするのだろうか。他者への配慮もなく、ただ自分たちが目立ちたいだけの振る舞いを自制できないのは、十分に大人であるとは言えない。

そもそも「大人」であるとはいかなることなのであろうか。『朝日新聞』日曜版の特集

記事「100アンサーズ」(2007年6月3日付)に寄せられた、各界で活躍する人たちの回答を見ると「他者との関係から「大人」を定義づける」意見が多かったようだ。いくつかを順不同に転載することをお許しねがいたい。「他者を手段としてばかりではなく—あたかも幸福な性愛においてそうであるように—同時に目的としても扱える」(美術評論家・北澤憲昭氏)、「異なる意見と居心地は悪いかもしれないが、共存できること」(大阪大准教授・伊東信宏氏)、「自分とは異なる価値観をもつ『他者』の存在を受け入れる態度を身につけたとき」(映画監督・是枝裕和氏)、「自分や家族以外の人のために何かできることはないかと考え始めたとき」(ノンフィクション作家・梯久美子氏)、などにそうした特徴がみられる。また経済的、精神的な自立をあげた人も多かった。「広い意味で、自分で飯が食えること」(作家・藤沢周氏)、「経済的に自立して税金をしっかりと払っていること」(フジテレビ映画事業局長・亀山千広氏)、「自分の人生のツケは自分で払う、という覚悟ができていれば大人」(写真家・星野博美氏)などの意見がそうだ。

ところで問題は、国や社会のさまざまな決定に関わるそのような「大人」をいかに認定し確保することができるか、である。先の識者の意見のなかに、ある特定の年齢以上が大

人という意見は見当たらなかった。しかし、国政への参政権を大人に限って認めようとするれば、平等の観点から言って、年齢で一律に定めるのに越したことはない。とはいえ「大人」の条件である自立や對他者関係を身につけるには、それなりの判断能力が要る。また経験や偶然のきっかけさえもが作用するであろう。これらに個人差はつきものだ。今回の場合も十分な判断能力をもつ未成年の若者たちがいるからこそその議論にちがいない。しかし、これを突破口に一律に18歳以上を「大人」とする決定に進むかどうか。しばらくは議論の行方を見守りたい。

(本研究所研究員 哲学)

